説明資料

第3回
福岡市緑の基本計画検討委員会

（令和6年8月8日）

福岡市住宅都市局公園部政策課

目次

1. 検討の手順(案)および第3回委員会の検討事項 …… 1

2. 第2回委員会の委員意見と対応方針 （資料より抜粋） …… 2

3. 関連法・関連計画の進捗 …… 3

　3-1. 都市緑地法の改正

　3-2. 第10次福岡市基本計画

　3-3. 都市計画マスタープラン

　3-4. 環境基本計画

4. 緑の基本計画の方向性 …… 8

　緑の定義・緑の役割・方針(前提となる考え方)・ 基本理念・総括目標・成果指標

1. 検討の手順(案)および第3回委員会の検討事項

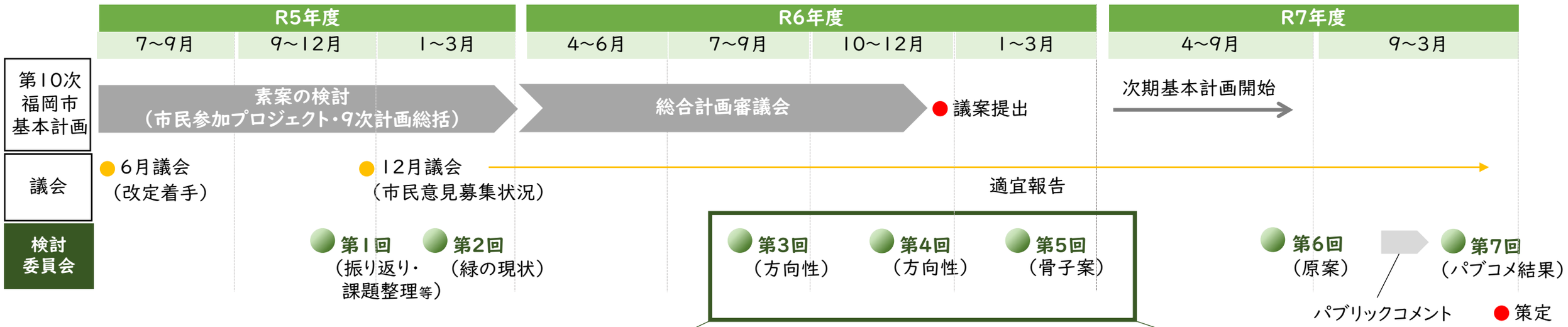

開催	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
日時	令和5年11月	令和6年1月	令和6年8月	令和6年11月	令和7年2月	令和7年度	
検討事項	○緑の基本計画の概要 ○現計画の進捗状況 ・総括目標の達成状況 ・各基本方向における主な実績と成果指標 ○緑を取り巻く近年の動向 ○計画改定の考え方 (課題認識・近年の動向・基本方向)	○福岡市の緑の現状 ○市民意見概要 ○福岡市の緑の課題 ○計画改定の方向性	○関連法・関連計画の進捗 ・都市緑地法の改正 ・第10次福岡市基本計画 ・都市計画マスタープラン ・環境基本計画 ○新計画の方向性 ・緑の定義 ・緑の役割 ・方針(前提となる考え方) ・基本理念 ・総括目標 ・成果指標	○国の基本方針 ○新計画の内容 ・構成 ・基本理念 ・施策方針 ・数値目標 ○個別計画等	○新計画の骨子案	○新計画の原案 ○パブコメ 結果 ○新計画 成案	
		【市民意見】 ・市政アンケート調査 (経年比較) ・イベントブース (秋の舞鶴公園で遊ぼう・一人一花サミット)	【市民意見】 ・WEB意見募集 (R5.12~R6.2) ・関係者インタビュー ・大学生ワークショップ	国の基本方針策定		【市民意見】 ・市民フォーラム (令和7年度予定) ・パブリックコメント (〃)	

2. 第2回委員会の委員意見と対応方針（資料より抜粋）

主な委員意見への対応

1　関連計画と個別計画との整合（p1）

〇緑の基本計画の改定に合わせ、緑化の技術的な指針である「都市緑化マニュアル」等の個別計画についても見直し等を行う予定。
〇教育や子どもの視点に関しては、「緑の役割」の一つとして今回新たに位置付けを予定している。今後、関連計画との整合を図るなかで、関係部署と共有を図り調整していく。

2　基本方向・数値目標全般（p1）

〇人口動態など福岡市特有の状況を踏まえ、福岡市らしさのある緑の基本計画となるよう取り組んでいきたいと考えており、今後ともご意見をいただきたい。

3　世界的潮流の視点（p2）

〇各基本方向において、世界的潮流を横断的な視点として捉えて、本計画でしっかりと示していく必要があると考えている。

4　緑の質の見直し（p3）

〇緑の評価や質の向上については、総括目標や成果指標の数値目標にも深く関係しており、検討を深めることが必要と認識しているため、検討委員会の中でご意見をいただきたい。
〇今回の都市緑地法の改正において、都市緑地の積極的な保全・更新等を盛り込んだ基本方針を国が示される予定であり、今後も国の動向も注視しながら保全、活用について検討していく。

5　子どもと教育の視点（p4）

〇上位計画である「第10次福岡市基本計画」において、次代を担う「子ども・若者」を政策の柱の一つに位置づけられたことを踏まえ、今回の検討委員会の資料で、緑の役割として「子育て・教育への寄与」の機能を新たに位置づけている。

6　防災拠点としての視点（p4）

〇みどりによる防災・減災機能の強化や、災害時の安全・安心の場の提供といった取組みは、今回資料P10の「緑の基本計画の方向性」でお示ししている横断的視点に位置付けたグリーンインフラ推進の意義の一つであるため、本計画でしっかりと示していく必要があると考えている。新たな成果指標については、今回の検討委員会の中でお示ししている。

7　これからの担い手・マネジメント（p6）

〇ご意見のとおり、公園愛護会などのボランティア団体の高齢化は課題であると認識しており、新たな担い手の創出や多様な利活用についての施策の考え方について検討し、今後提示する。

8　効果的な情報発信（p7）

〇緑の基本計画策定における基本的な考え方として、基本方向に“こども・若者”の視点の追加や“共働”の拡大を明文化することとしている。
今回の緑の基本計画が次世代に向け、市民の意識変革や意識醸成につながるものとなるよう、策定後の周知、広報、活用方策について検討していく。

3-1. 都市緑地法の改正

1．国主導による戦略的な都市緑地の確保

国土交通省

①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

背景・必要性

○ 都市における**緑地の重要性**や、緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保の必要性**の高まり。
○ これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、**国が目標**や**官民の取組の方向性を示す**必要。
○ また、市区町村をまたがるような**広域性・ネットワーク性を有する緑地**を、**総合的・計画的に保全・創出**する必要。

概要

○ **国土交通大臣が**都市における緑地の保全等に関する**基本方針を策定。**
（基本方針に定める内容のイメージ）
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策　等
○ **都道府県が**都市における緑地の保全等に関する**広域計画を策定。**

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）

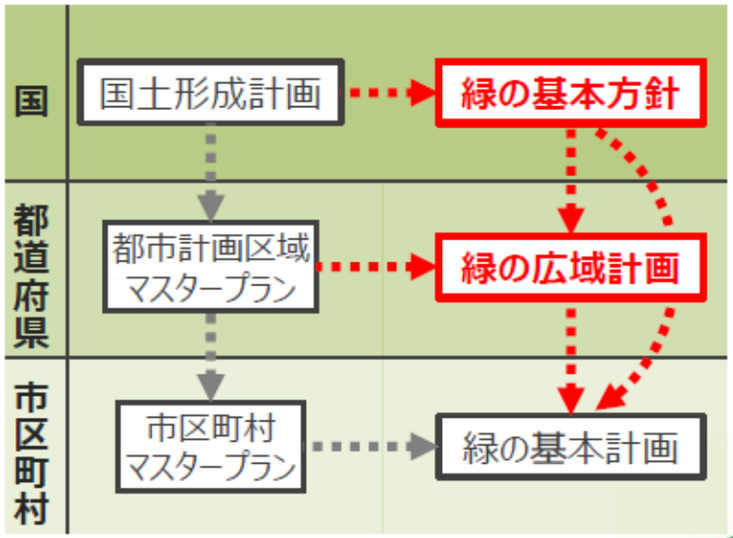

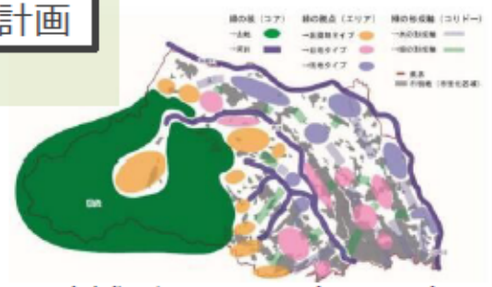

広域の緑地配置（イメージ）

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

○ 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる**都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要。**

概要

○ **都市計画を定める際の基準**に、「（緑地を含む）**自然的環境の整備・保全の重要性**」**を位置付け。**
→都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

（出典：都市緑地法等の一部を改正する法律について／国土交通省）

3-2. 第10次福岡市基本計画

※素案修正案　第３回部会時点
（生活の質部会R6.7.24、都市の成長部会R6.7.22）

（1）基本計画の位置づけ

基本構想	平成24年12月策定（目標年次なし） 長期的にめざす都市像を示すもの
具体化 ↓	
基本計画	平成24年12月策定（令和6年度まで） 基本構想の実現に向けた方向性や目標や施策として示すもの
実施計画 （政策推進プラン）	令和3年6月策定（第3次実施計画、令和6年度まで） 基本計画の推進にあたり、具体的な事業を示すもの

（2）策定スケジュール

令和6年9月	総務財政委員会報告（原案）、パブリックコメント
〃　11月	総合計画審議会からの答申
〃　12月	議案提出（成案）

（3）計画期間（目標年次）

令和7年度から令和16年度までの10年間

（4）都市経営の基本戦略

① 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出す

福岡市の「住みやすさ」に磨きをかけて市民生活の質を高め、質の高い生活が人と経済活動を呼び込むことで都市が成長し、その成長の果実によりさらに生活の質を高めていくという好循環を持続可能なものとしていく

② 多様な人材が育ち、集い、チャレンジできる環境をつくる

様々な人達が出会い、交流・発展してきた地理的・歴史的な背景や、大学などの高度な教育・研究機能の集積など、福岡市の個性や強みを活かすことにより、多様な人材が育ち、国内外から集い、互いに交流しながら、誰もが様々な分野で将来に向かってチャレンジできる環境をつくる

③ 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

生活圏・経済圏が一体化した福岡都市圏では、これまで交通、水、医療・福祉、環境、消防などの都市圏に共通する課題に一緒に取り組んできた。今後も連携を一層深めるとともに、九州・日本・アジアとの関係においても、広域的な役割を担っていく

（5）計画の目標

① 分野別目標

分野別目標		施策
目標1	一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている	1-1 多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進 1-2 一人ひとりが健やかで心豊かに暮らせる社会づくり 1-3 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実
目標2	**すべての子ども・若者が夢を描きながら健やかに成長している**	**2-1 社会全体で子どもを見守り、子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくり** **2-2 困難を抱える子どもや若者を支え、誰もが健やかに成長できる社会づくり** **2-3 自ら学び続け、他者を尊重し、協働できる子どもの育成** **2-4 将来に夢や希望を抱き、意欲と志を持ってチャレンジする人材の育成**
目標3	地域の人々がつながり、支え合い、安全・安心に暮らしている	3-1 つながりと支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化 3-2 生活の利便性が確保された地域のまちづくり 3-3 安全で快適な生活基盤の整備と災害に強いまちづくり 3-4 日常生活における安全・安心の確保と地域福祉の推進
目標4	**人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる**	**4-1 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり** **4-2 花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり** 4-3 持続可能で未来につながる脱炭素社会の実現 4-4 循環経済の確立に向けた資源循環等の推進
目標5	磨かれた魅力に人々が集い、活力に満ちている	5-1 観光資源の磨き上げと戦略的なプロモーションの推進 5-2 博多・福岡の歴史・文化を生かした観光振興 5-3 交流がビジネスを生むMICEの受入環境の形成 5-4 人々を魅了するエンターテインメント都市づくり
目標6	**都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている**	**6-1 都市活力を牽引する都心部の機能強化と魅力向上** 6-2 様々な都市機能が集積した魅力・活力創造拠点づくり 6-3 公共交通を主軸とした総合交通体系の構築 6-4 成長分野の企業や本社機能の立地の促進
目標7	チャレンジ精神と新たな価値の創造により、地域経済が活性化している	7-1 地場中小企業の競争力強化などによる地域経済の活性化 7-2 農林水産業とその関連ビジネスの振興 7-3 新たな価値の創造とスタートアップ都市づくり 7-4 産学官民が連携した知識創造型産業などの振興
目標8	アジアのモデル都市として世界とつながり、国際的な存在感がある	8-1 成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり 8-2 国際的なビジネス交流の促進とグローバル人材にも住みやすいまちづくり 8-3 国際貢献・国際協力の推進と国際会議の誘致

行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して**博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保**に取り組みます。

公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園等の整備や魅力向上を図るなど、市民が花や緑などの**身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられる**まちづくりを進めます。

博多湾や那珂川などの水辺や通り、広場などのオープンスペースを活用し、花や緑、文化芸術、歴史などにより、**彩りと潤い、賑わいがある魅力的な**まちづくりを進めます。

3-2. 第10次福岡市基本計画

② 空間構成目標

ア めざす姿

・海や山に囲まれた地形的な特徴を生かし、都心部を中心にコンパクトな市街地が形成され、都市的魅力と豊かな自然環境が調和し、 安全・安心な暮らしのもと、市民が日常的にそれを享受しています。

・福岡市の成長エンジンである「都心部」、都市の成長を推進する「魅力・活力創造拠点」、界隈性のある街空間の中で市民生活が営まれる「広域拠点」「地域拠点」「日常生活圏」、豊かな自然環境を継承する「農山漁村地域」など、それぞれのエリアの個性や強みが生かされ、交通ネットワークにより移動の円滑性が確保された「コンパクトでコントラストのある都市」が実現しています。

イ 緑の骨格

緑や水辺で構成される「緑の骨格」は、福岡らしい風景をつくり、市民の憩いの場を創出するとともに、気候変動への対策や生物多様性の確保など、大きな役割を果たしています。

■森の緑地環・緑の腕

市街地と博多湾を環状に囲む森林で構成される「森の緑地環」と、そこから市街地に伸びる丘陵地の樹林や大規模公園で構成される「緑の腕」により、都市の環境保全と福岡らしい風景を形成

■河川緑地軸

市街地を貫流する主要な河川と河川沿いの緑で構成され、都市に美しい景観と身近な潤いを創出

■博多湾水際帯

自然海岸や干潟、海浜公園などにより、博多湾を囲み、連続した緑地と水際空間を形成

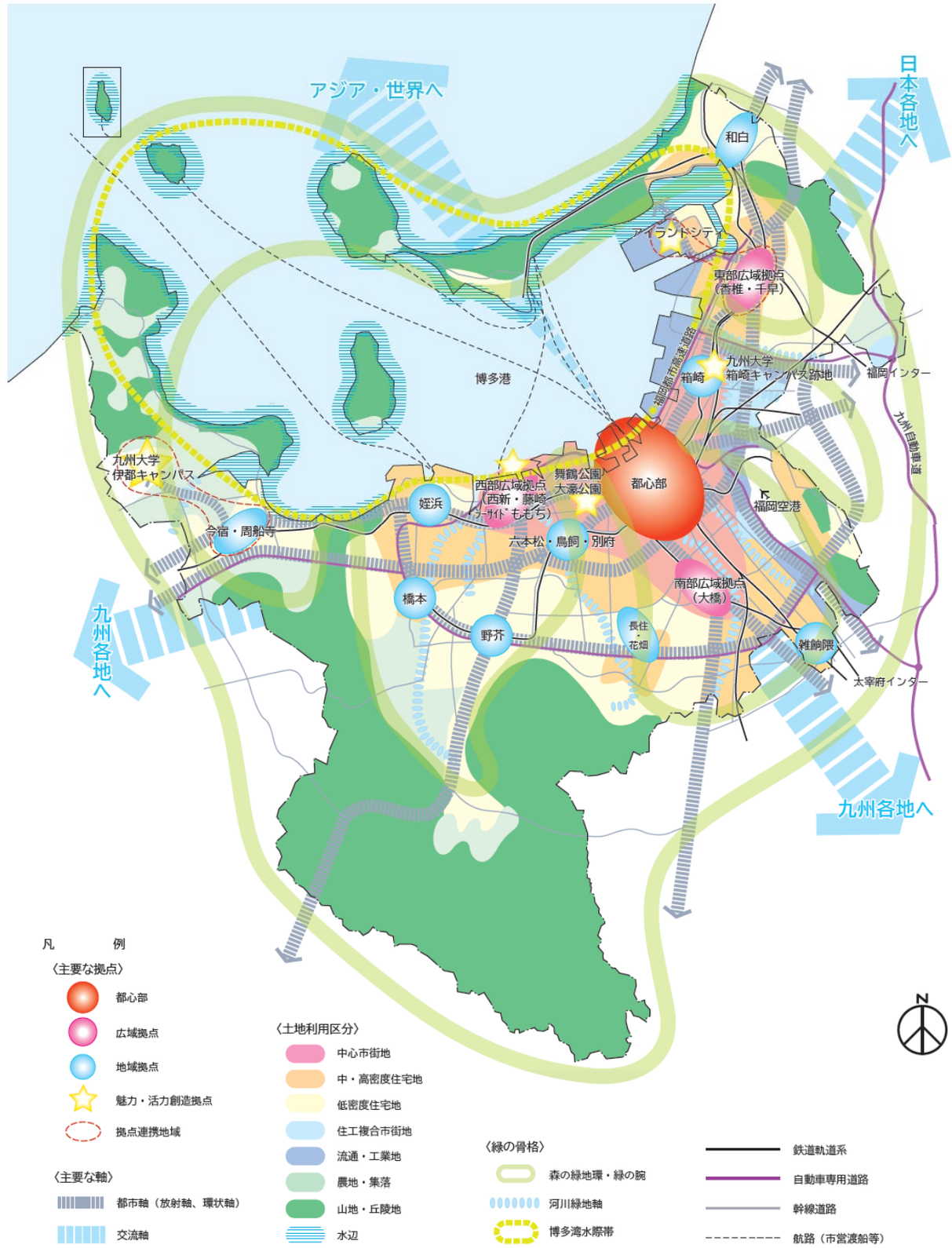

3-2. 都市計画マスタープラン

(1) 計画体系

福岡市基本計画
R6改定予定

福岡都市計画
都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針

都市計画マスタープラン R7改定予定

部門別の基本的な方針(全体構想)

土地利用 / 交通体系 / みどり / 景観 / 住宅市街地 / 環境都市 / 防災都市 / その他

※全体より抜粋

即する(都市計画法18条の2第4項)

■各種都市決定
- 区域区分：市街化区域、市街化調整区域
- 地域地区：風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区など
- 都市施設：道路、公園、下水道など
- 市街地開発事業：土地区画整理事業、市街地再開発事業

■身近な地区でのまちづくり
- 地区計画、建築協定、緑地協定

(2) 改定に向けた状況

①これまでの振り返り

・現都市計画マスタープランの下、幹線道路等の都市基盤整備や拠点等における面的な市街地整備、都心部の機能強化などに取り組んできた。

・都心的魅力と豊かな自然環境が調和し、都心部を中心にコンパクトな市街地が形成。

・生活の質の向上と都市の成長の好循環により、元気なまち、住みやすいまちとして、評価。

(社会情勢の変化)
少子高齢化の進展
価値観・ライフスタイルの多様化
脱炭素社会に向けた社会的要請
自然災害の激甚化・頻発化 など

(市民の意見)
経済振興・都心部に関する意見
環境・自然に関する意見
防災・都市基盤に関する意見 など

②改定の考え方

・都市づくりの指針として、本市の現状、社会情勢の変化、市民意見等を踏まえるとともに、第10次福岡市基本計画の検討と連動しながら改定を行う。

・地域の課題解決やエリアの個性・強みを生かした魅力向上を図るため、地域のまちづくりの基礎として、市民にとってより分かりやすく親しみやすい内容としていく。

(3) 都市づくりの基本理念と基本方向の検討状況

朱書き：変更箇所

現計画	新計画(案)
豊かな自然環境と充実した都市機能を備えた コンパクトで持続可能な都市を目指して	豊かな自然環境と充実した都市機能を備えた コンパクトでコントラストのある持続可能な都市を目指して
基本理念1　交流を育み、都市の成長を図る都市づくり	基本理念1　交流を育み、都市の成長を図る都市づくり
九州・アジアの交流拠点都市の形成	九州・アジアの交流拠点都市の形成
都市の活力を牽引する都心部の機能強化	都市の活力を牽引する都心部の機能強化
基本理念2　地域の特性を生かし、生活の質を高める都市づくり	基本理念2　地域の特性を生かし、生活の質を高める都市づくり
都市基盤を活用した地域の核となる拠点機能の強化	都市基盤を活用した地域の核となる拠点機能の強化
高齢者をはじめ、すべての人が快適で住みやすい日常生活圏の形成	子ども・若者から高齢者まですべての人が快適で住みやすい日常生活圏の形成
基本理念3　自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり	基本理念3　人と自然が共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり
環境負荷の少ない都市空間の形成	環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
災害に強く安全な都市空間の形成	災害に強い安全・安心な都市空間の形成

3-3. 環境基本計画

(1)計画体系

福岡市	国
福岡市基本構想 福岡市基本計画 ◀ R6改定予定	環境基本法 環境基本計画
福岡市環境基本条例	

福岡市環境基本計画(第三次)
R7改定予定

【長期的指針】
福岡市新世代環境都市ビジョン

【福岡市環境基本計画に基づく部門別計画・指針等】

・福岡市地球温暖化対策実行計画
・福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画
・循環のまち・ふくおか推進プラン
(福岡市一般廃棄物処理基本計画)
・生物多様性ふくおか戦略
・博多湾環境保全計画

(2)改定に向けた状況

○【環境省】第六次環境基本計画(R6.5閣議決定)

■方針
・「Well-being」の実現がもたらす新たな成長
・自然資本の維持・回復・充実
・「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等

■施策展開
・科学に基づく取組みのスピードとスケール
・「CN」「CE」「NP」の統合・シナジー
・行政・事業者・国民の共進化

■計画体系
・重点戦略
①経済システム、②国土、③地域
④暮らし、⑤イノベーション、⑥国際
・個別分野の重点的施策
気候変動対策、循環型社会形成、
生物多様性・自然共生
水・大気・土壌の環境保全、環境リスク管理
基盤となる施策
(環境影響評価、環境研究、環境教育、ESD等)
震災復興

○効率的・効果的な計画行政の推進

・政策的に関連の深い他の計画等(環境基本計画等)については、
地方公共団体の判断により一体策定を進め、
効率的かつ政策の統合的な推進を進めることが可能(R5.3.17 環境省通知)

・「計画策定等における地方分権改革の推進について」(R5.3.31 閣議決定)
…計画の一体的な策定や上位計画への統合等、地方公共団体において計画体系の最適化を可能とする

(3)改定にあたってのポイント

○「脱炭素(CN)/循環経済(CE)/生物多様性(NP)の統合的推進」の視点

・気候変動や生物多様性の損失といった環境問題は個々に起こっているのではなく相互に影響しあっており、解決に向けた対策も影響しあう
・各分野における取組について、他分野へのトレードオフを回避・最小化し、シナジーを得られるよう、統合的に進めていく必要がある
・加えて環境監視(大気・水質・土壌・騒音等の監視)も、市民生活や企業活動の基盤に関わる、市民等の身近な関心事項であり、引き続き必要な視点である

○「行動変容」「広報啓発」の視点

・「2040年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」チャレンジ、「2030年度温室効果ガス排出量50%削減」に向けて、時間的猶予はない
・市民や事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの変容が重要
・補助金だけでは効果が限定的であるため、広報や啓発施策と組み合わせを行いながら、意識・行動の変容を進めていく必要がある

○「事業者連携」の視点

・環境の保全と社会・経済の発展が統合していくにつれて、新たな技術・サービスが登場しており、社会実装を進めていく必要がある
・また、行政だけでは解決が困難な課題や、民間の力を用いた方が効果的な課題が多数存在している

○「計画統合」の視点

・国の動向も踏まえ、計画の効率的・効果的な策定が必要である
・本市の環境分野の計画等は数が多く分かりづらい面もあり、現計画の体系を踏まえ、統合が可能な部門別計画等の検証・検討を実施する必要がある

4. 緑の基本計画の方向性

緑の定義

現計画では、対象となる「緑」を、市域内における以下のものとしています。

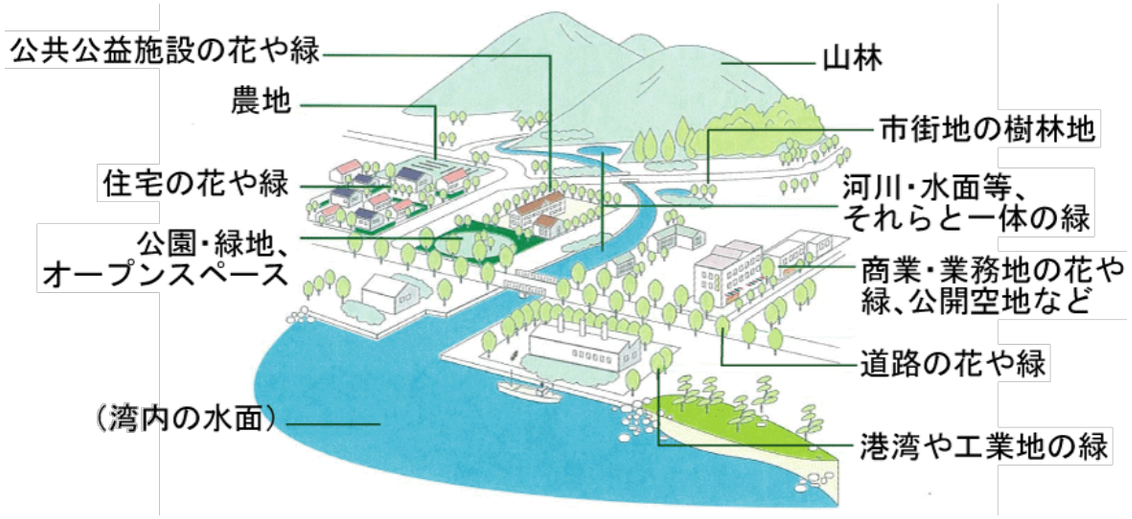

・公園、森林、農地、河川・水面
・道路や学校等の公共公益施設の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース
・民有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース
また、湾内の水面も緑とともに良好な環境を形成する重要な要素と位置づけています。

今回の改定において、この定義は踏襲しますが、改定を機に、
① 緑が広い概念でとらえていることを示すため、
② また、市民により親しみを持って接してもらえるよう、
ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし、緑化や緑被地などの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、
条例や要綱で規定されているものについては、漢字表記とします。

（参考）都市緑地法に定められる「緑地」の定義

〇都市緑地法第3条第1項

この法律において「緑地」とは、**樹林地**、**草地**、**水辺地**、**岩石地**若しくはその状況がこれらに**類する土地**（**農地**であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又は、これらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

緑の役割

現計画	新計画（案）
都市環境の改善 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・CO_2の吸収とO_2の供給、大気中の浮遊物の吸着 ・雨水の保水機能、気候や水循環をコントロール	**環境の保全** ・CO_2の吸収・固定 ・生物多様性の保全・回復（生物の生息・生育環境の確保） ・健全な水循環の確保 ・大気の浄化、騒音・振動の吸収 ・緑陰形成、ヒートアイランド現象緩和
生物の生息・生育環境の維持 ・生態系を支える基盤 ・多様な生物の生息地 ・エコロジカルネットワークの形成	**防災・減災への貢献、災害時の安全・安心の提供** ・雨水流出の抑制・浸水被害の軽減 ・防風、土砂流出・延焼防止 ・災害時の避難地、防災拠点
災害の防止、避難地の確保 ・防風、防火 ・土砂流出、崩壊防止 ・洪水の緩和	**Well-beingの向上** ・ストレス緩和とリラックス効果をもたらす癒し ・多様な活動（休養、憩い、運動、遊び、健康・福祉増進、自然とのふれあい）の場の提供 ・コミュニティ活動の拠点、市民参画の場
レクリエーションの場の提供 ・ストレスや疲れを癒す散策 ・休養、遊び、健康増進の場	**子育て・教育への寄与** ・子ども・若者の健全な育成の場の提供 ・環境教育等の学びの場の提供
美しくやすらぎのある風景の形成 ・都市景観に彩りややすらぎを与える ・原風景の形成	**魅力的な景観の形成** ・季節感を享受できる景観の提供 ・美しい街並みの形成 ・福岡らしい風景の創出
歴史的風土の継承 ・歴史を物語る1つの要素 ・風土を構成する要素	**文化芸術や歴史の継承** ・地域の歴史、文化の継承 ・アート・芸術活動の拠点
	まちの賑わいや豊かな暮らしの創出 ・人を呼び込み、賑わいや活力、魅力を創出 ・観光集客・交流の拠点 ・様々な好循環（森林資源、農水産物）により豊かな暮らしを創出

<イメージ図>

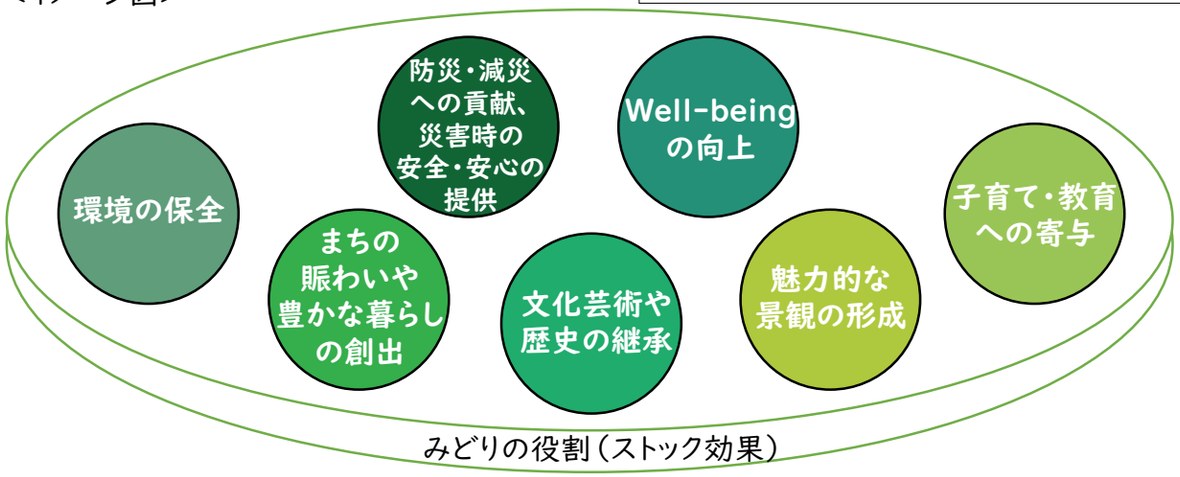

方針（前提となる考え方）

1 みどりに対する考え方の明文化

社会情勢の変化や世界の潮流を踏まえ、現代における、みどりに対する考え方を明文化することで、
時代のニーズに対応した、みどり行政を推進していく

【基本的な考え方】

（1）“みどりを大切にする姿勢”の明確化

公園や街路樹等の緑は、市民の貴重な財産であり、
都市環境の形成に寄与し、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素、
という認識のもと、“みどりを大切にする姿勢”を基本としたうえで、
地域の声や市民の想い、歴史や背景、気候変動対策、生物多様性の確保、
効率性や経済性など、様々な観点から総合的に勘案して、
みどりのまちづくりに取り組んでいく

（2）基本方向に“こども・若者”の視点を追加

次代を担う子どもたちが明るい未来を描くことができるものにするために、
福岡市の緑の将来像図を実現するための基本方向に“こども・若者”の視点を盛り込む

（3）“共働”の拡大

花“で”まちづくりを行う「一人一花運動」の拡大や、市民や企業と共働で、
みどり豊かなまちづくりを推進する「都心の森1万本プロジェクト」の開始を背景に、
愛護会担い手不足や地域コミュニティの希薄化などといった課題も踏まえ、
個が共感できるよう意識を醸成すべく、みどりの“共働”の側面を幅広く打ち出していく

（4）特色あるみどりの創出

天神ビッグバンや博多コネクティッドにより生まれ変わる都心部をはじめ、
市内各所の公園において、新規整備や再整備の機会を捉え、民間活力の導入など
様々な手法を用いて、多様性に満ちた、質の高い、福岡市らしいみどりをつくっていく

2 既存個別計画の1本化

前回の緑の基本計画策定後に策定した「みどり経営基本方針（H27策定）」や、策定
から大幅に時間が経過し基準が現代にそぐわない「公園再整備計画（H20策定）」
などの個別計画をブラッシュアップして盛り込んでいく

3 各種プロジェクトの位置づけ

「福岡市 新・緑の基本計画」策定（H22）後に開始した各種プロジェクトを位置づけ、
推進していく

<みどり豊かな街路樹>
※舞鶴公園南側

<都市の中の身近なみどり>
※福岡市動植物園周辺

<地域の子ども達との植樹>
※雑餉隈桜並木通り

<インクルーシブな子ども広場整備>
※百道中央公園

<地域主体の公園づくり>
コミュニティパーク事業 ※田隈中公園

<地域・企業による花壇づくり>
(株式会社正興電機製作所) ※博多区東光

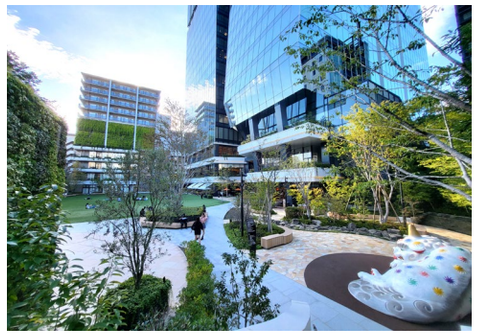

<民有地の建替えに伴うみどりの創出>
※福岡大名ガーデンシティ

<民間活力の導入による魅力向上>
※高宮南緑地

4. 緑の基本計画の方向性

4　新たな基本計画の全体イメージ

みどりの将来像　＝将来の福岡市のみどりのあるべき姿

基本理念　＝将来像を実現するための今後10年間の福岡市の基本的な考え方　　みどりを大切にする姿勢を明確化

基本方針（基本方向・構成）

＝基本理念に基づき取り組むべき大きな方向性

課題解決に向けて、近年の動向を踏まえるとともに、福岡市の目指す「みどりの将来像図」については、従前の取組みを含め、長期的な時間軸で考えるものであることから、これまでの流れを踏襲し、「基本方向」は維持しながら、取り組んでいく。

	現計画	新計画
基本方向1	骨格　森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます	みどりの骨格を守る
基本方向2	むすぶ　山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます	海と山をみどりの回廊で結ぶ
基本方向3	拠点　九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります	みどり豊かな拠点を創る
基本方向4	身近　心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります	身近な暮らしの中のみどりを活かす
基本方向5	安全・安心　福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります	みどりで安全・安心なまちを支える
基本方向6	共働　市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます	行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる

特色あるみどりの創出

こども・若者の視点

共働の拡大

横断的な視点（世界的潮流）

- ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラルへの貢献
- SDGs※への貢献
- Well-beingへの貢献

グリーンインフラの推進

※本計画期間内に、SDGsの目標達成年次の2030年を迎えるが、2030年以降も未達成目標への貢献を継続

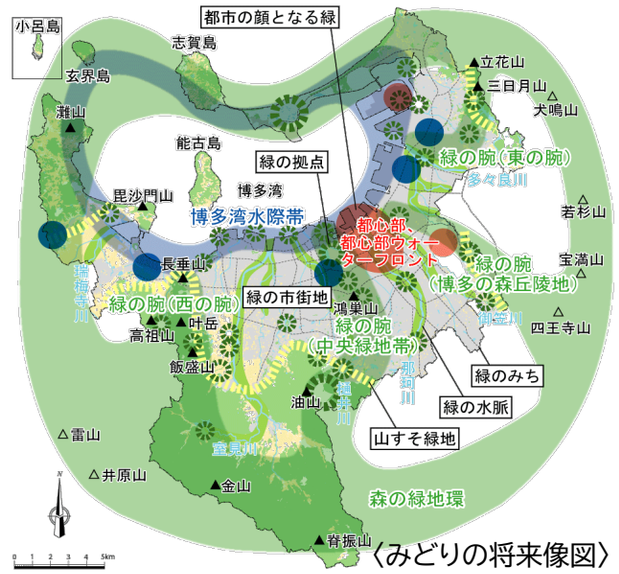

〈みどりの将来像図〉

改定のポイント①
社会情勢の変化・市民の意見を反映

改定のポイント②
世界的潮流を踏まえ、
基本方向に横断的な視点を追加

改定のポイント③
多様な主体に、みどりのまちづくりに携わってもらうため、基本方向をはじめ、様々な取組みをより分かりやすく表現

施策方針　＝基本方向に基づき展開する施策の方向性

基本理念

●福岡市 緑の基本計画（H11.2策定） 1999年

自然と共生する「花と緑の国際文化都市」をめざして

●福岡市 新・緑の基本計画（H21.5策定） 2009年

風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡をめざして
～市民・地域・企業とともに～

●（仮称）福岡市 みどりの基本計画（R7年度策定予定） 2025年～2026年

（検討中）

総括目標

緑の量の維持・増大

緑の質の向上

＜現計画＞

1
全市域における緑の面積
（うち永続性のある緑の面積）

2
市内の緑による二酸化炭素吸収量
屋上緑化による二酸化炭素排出削減量

3
身近な地域において緑が豊かであると
感じている市民の割合

＜新計画（案）＞

1
全市域における緑の面積
（うち永続性のある緑の面積）

継続

2
New
主要な拠点における緑視率※

※視界の中のみどりの割合

例）まちなかの緑視率

デジカメ写真

分析（緑視率52.95%）

（出典：国土技術政策総合研究所プレスリリース資料）

3
身近な地域において緑が豊かであると
感じている市民の割合

継続

引き続き計測（成果指標へ移行）

4. 緑の基本計画の方向性

成果指標(案)

※今後、環境基本計画等の関連計画の動きを踏まえて決定

基本方向の要素		施策の内容		成果指標(案)	単位
基本方向1	みどりの骨格を守る	・市街化区域における**樹林地・農地の保全** ・自然を大切にする取組みの継続と、森林、博多湾、干潟などの保全 ・**森林**の**面積を維持**するとともに、植生の多様性を回復させて**緑の質の改善** ・災害の防止など森林の持つ公益的機能の維持向上や、生態系の保全、ネットワークの形成など生物多様性への配慮の観点からの、適切な維持管理による**森林による自然環境の保全** ・担い手(林業従事者)の育成など、**林業を安定させる**仕組みづくり		永続性のある樹林地の面積	ha
				市内の緑による二酸化炭素吸収量 ※総括目標から移行	ton-Co_2/年
				市街化区域における永続性のある樹林地の面積	ha
			NEW	自然共生サイト※の登録数 【関連:環境局】	地区
			NEW	確認できる貴重な動植物の種数 【関連:環境局】	種
				[主観] 山林の緑が豊かであると感じている市民の割合	%
基本方向2	海と山をみどりの回廊で結ぶ	・人口増加に伴う宅地造成により農地が減少する状況下での**緑被面積の確保** ・民有地の緑も含めた**市内の緑(樹林地、河川、農地など)のネットワーク化** ・適切な維持管理による大気の浄化や騒音の緩和など、緑による**生活環境の改善**		河川水辺等、道路の緑、特に保全すべき農地の面積	ha
				[主観] 河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合	%
				[主観] 道路のみどりが豊かであると感じている市民の割合	%
基本方向3	みどり豊かな拠点を創る	・都心の公園・水辺空間において憩いや賑わい・観光・歴史・文化芸術等の**拠点創出** ・アジアの玄関口として、賑わいや憩いの場とする観点を踏まえ、大規模な公園において**集客を促進** ・**民との連携**による公園の利便性や魅力の向上 ・公園や道路等への植栽や管理の充実、ビルの建替えに伴う緑の導入など、官民による**都心部等の緑化推進**		都心部の緑被面積、緑被率	ha・%
			NEW	都心部の植樹本数 【都心の森1万本プロジェクト】	本
			NEW	壁面緑化等を実装した民間ビルの数	棟
				[主観] 都心部のみどりが豊かであると感じている市民の割合	%
基本方向4	身近な暮らしの中のみどりを活かす	・今後の人口構成を踏まえ、子どもの遊び場や市民の憩いの場等となる**公園の整備や適正配置** ・子ども等が安心して遊べる環境のため**公園の適切な維持管理や利用ルールの柔軟化** ・**健康増進**や**子育て**など、公園における多様なニーズへの対応 ・公園に親しみをもってもらうため、公園の利活用を促進 ・住宅地をはじめとする民有地や公益施設における緑化の推進のあり方について検討 ・**街路の緑化推進**と**適切な維持管理の充実**		公共公益施設の緑の面積	ha
				民有地の緑の面積	ha
				[主観] 身近なところに公園があると感じている市民の割合	%
				[主観] 地域の公園に親しみを感じている市民の割合	%
				[主観] 地域の公園で子供が安心して遊べると感じている市民の割合	%
基本方向5	みどりで安全・安心なまちを支える	・緑が持つ透水、保水といった災害の防止や暑熱緩和につながる**多様な機能の確保、活用** ・**防災拠点**となる公園の整備の継続 ・市民への適切な**情報発信**	NEW	地区避難場所として指定された公園数(近隣公園等)	箇所
			NEW	園路及び広場をバリアフリー化した公園数【福岡市バリアフリー基本計画】	箇所
				[主観] 地域の防災対策が充実していると感じる市民の割合	%
基本方向6	行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる	・みんなが自由で楽しく**緑のまちづくり活動に参加できる環境づくりや仕組みづくり** ・今後の担い手確保やマネジメントのあり方も見据えた、**官民連携の推進** ・緑についての**市民・企業への情報発信**と**まちづくり活動への参画促進** ・担い手の継続的な活動を支援するための、ソフトウェア(活動)とハードウェア(整備)の好循環の構築 ・**市内部における各部署の連携強化による全庁的な緑化推進体制**及び進捗管理方法の構築	NEW	公園愛護会の数	団体
			NEW	ボランティア花壇 協定締結団体数 【一人一花運動】	団体
			NEW	森林ボランティア事業への参加延べ人数 【農林業総合計画】	人
				[主観] みどりのまちづくり活動に参加している市民の割合	%

※「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域